

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、補償対象者（別表1のとおりとする。以下同じ。）が大分大学医学部附属病院（以下「病院」という。）において病院の業務（以下「業務上」という。）に従事している間の災害補償について必要な事項を定める。

(保険の手配)

第2条 病院は、損害保険契約を国立大学附属病院長会議が指定する保険会社と締結し、その保険料を負担する。

第2章 業務上補償

(業務上補償)

第3条 補償対象者が業務上（病院への往復途上を含む。以下同じ。）の事由により傷害を被り、入院若しくは通院をしたとき、後遺障害を残したとき又は死亡したときは、病院は、その補償対象者又は遺族に対して補償を行う。

2 病院はこの規程による補償を行った場合においては、同一の事由についてはその金額の範囲内において、民法（明治29年法律第89号）による損害賠償の責を免れる。

(業務上補償の種類)

第4条前条に規定する業務上補償は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 死亡補償金

業務上の事由により傷害を被った日から180日以内に死亡した場合は、遺族に対し、別表2の死亡補償金を支給する。ただし、後遺障害補償金を支給後に死亡した場合は、死亡補償金から既に給付を行った後遺障害補償金の額を控除した差額を支給する。

(2) 後遺障害補償金

業務上の事由により傷害を被った日から180日以内に後遺障害が生じた場合は、その補償対象者に対して別表2の死亡補償金の額に第2条により締結した損害保険契約で定める割合を乗じた額を後遺障害補償金として支給する。

(3) 入院補償金

業務上の事由により傷害を被り入院した場合は、その補償対象者に対し、傷害を被った日から1,000日以内の入院日数1日につき別表2の入院補償金（日額）を支給する。

(4) 手術補償金

業務上の事由により傷害を被り、その傷害の治癒のために手術を受けた場合は、その補償対象者に対し、別表2に定める入院補償金（日額）に、第2条により締結した損害保険契約で定める倍率を乗じた額を手術補償金として支給する。

(5) 通院補償金

業務上の事由により傷害を被り通院した場合は、その補償対象者に対し、傷害を被った日から180日以内の通院日数1日につき90日を限度として、別表2の通院補償金（日額）を支給する。

第3章 補償金の給付

(事故の通知)

第5条 補償対象者又はその遺族が、この規程の定めるところにより補償を受けようとするときは、事故の日の後、直ちに事故日時、事故発生の状況及び傷害の程度を書面により病院に通知しなければならない。

(補償金を支払わない場合)

第6条 補償対象者の被った障害が、第2条により締結した損害保険契約にかかわる普通保険約款及び各特約の「保険金を支払わない場合」に該当することとなった場合は、病院は補償金を支払わない。

(書類の提出)

第7条 補償対象者又はその遺族が、この規程の定めるところにより補償を受けようとするときは、所定の書類に必要事項を記載し、速やかに病院に提出しなければならない。

(他の給付との関係)

第8条 この規程による補償金は政府労災保険等、他の給付制度とは関わりなく支給する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則 (平成27年医学部附属病院規程第1-2号)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

別表 1（第1条関係）

補償対象者
病院から診療従事許可を受けた大分大学医学部の大学院生及び研究生等

別表 2（第 4 条関係）

補償の種類	業務上補償
死亡補償金／後遺障害補償金(最高)	20,000千円
入院補償金（日額）	15,000円
通院補償金（日額）	10,000円